

# ガソリンを購入される皆様へ

豊橋市消防本部からのお知らせ

## ガソリンの容器による詰替え 販売時の確認について法制化

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器詰め替え販売時に以下の事項が義務化されますので、ガソリンスタンドなどで購入する際に確認されます。

- 1 購入者に対する本人確認 ※1 ※2
- 2 ガソリンの使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

※1 本人確認の書類例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート

※2 本人確認は、省略できる場合があります。

- (1) ガソリンスタンドの会員証等で本人が確認できる場合
- (2) 既に本人確認を行った場合
- (3) 継続的な取引がある場合



### ■問合せ先

豊橋市消防本部予防課規制G

TEL 0532 (51) 3121